

答申第712号

平成30年12月27日

字

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成30年12月27日付け神市長広報第868号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市ホームページリニューアルに伴う
問合せ管理システム及びアンケート管理システムの再構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 神戸市ホームページをリニューアルすることに伴い、問合せ管理システム及びアンケート管理システムを再構築して、①市役所内部のLG-WANが外部の攻撃をより受けにくくする通信方式に変更すること、②問合せ状況の一覧表示機能やCMSから直接回答できる機能を付加することは、セキュリティの向上や、回答の遅延防止及び迅速化に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市ホームページリニューアルに伴う
問合せ管理システム及びアンケート管理システムの再構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理を行う情報】

お問い合わせフォームの入力項目（問い合わせ管理システム）

- ・名前
- ・フリガナ
- ・電子メールアドレス
- ・住所
- ・電話番号
- ・性別
- ・年齢
- ・お問い合わせの内容
- ・添付ファイル

アンケート調査回答者の属性把握のための項目（アンケート管理システム）

- ・電子メールアドレス
- ・住所区（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区、県内、県外）
- ・年齢
- ・性別

*具体的なアンケート回答項目については、アンケート実施の都度、各所管課にて検討。